

税制上の優遇措置

学校法人銀河学院へのご寄付については、税制上の優遇措置を受けることができます。

1 個人の場合

個人からのご寄付については、所得税法に基づき、「税額控除」または「所得控除」のいずれか一方を選択し、確定申告をすることで優遇措置を受けることができます。

(1) 税額控除

年間 2,000 円を超える額の寄付を行った場合に、その年に納めるべき所得税額から一定の金額を控除することができる制度です。寄付金額を基礎に算出した控除額を、税率に関係なく、税額から直接控除できるため、小口の寄付にも減税効果が大きくなります。

(年間の寄付金合計額 - 2,000 円) × 40% = 寄付金控除額 (所得税額から控除されます)

※ 年間の寄付金合計額は総所得金額の 40%相当額が限度、寄付金控除額は、所得税額の 25%が限度。

※ この制度を利用する場合、本学園が発行する「寄付金領収証」と「税額控除に係る証明書(写)」が必要となります。入金を確認次第、速やかにお送りします。

(2) 所得控除

年間 2,000 円を超える額の寄付を行った場合に、総所得金額から一定の金額を控除することができる制度です。所得控除を行った後に所得税率を乗じるため、総所得金額に対して寄付金額が高額である場合に、減税効果が大きくなります。

年間の寄付金合計額 - 2,000 円 = 寄付金控除額 (総所得金額から控除されます)

※ 年間の寄付金合計額は総所得金額の 40%相当額が限度。

※ この制度を利用する場合、本学園が発行する「寄付金領収証」と「特定公益増進法人であることの証明書(写)」が必要となります。入金を確認次第、速やかにお送りします。

2 企業・法人の場合

企業・法人からのご寄付については、法人税法に基づき、当該事業年度の損金に算入することができます。

○ 特定公益増進法人に対する寄付金

一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で、損金に算入することができます。

【損金算入限度額】

= (資本金等の額 × 事業年度の月数 / 12 × 0.375% + 当該年度所得金額 × 6.25%) × 1/2

※ この制度を利用する場合、本学園が発行する「寄付金領収証」と「特定公益増進法人であることの証明書(写)」が必要となります。入金を確認次第、速やかにお送りします。

3 お問い合わせ

〒721-0921 広島県福山市大門町大門 119-8 学校法人 銀河学院事務室

TEL : 084-941-9292 FAX : 084-941-7142

メール : info@ginga.ac.jp